

規 則

埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十一号

埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県土採取条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式の注を削る。

様式第二号中「㊸」を削り、同様式の注を削り、同様式に次のように加える。

添付書類

- 1 土採取場の位置を示す地図で縮尺 $\frac{1}{50,000}$ 以上のもの
 - 2 土採取場及びその周辺の状況を示す見取図
 - 3 土採取場及び土採取場に隣接する土地の公図の写し
 - 4 土採取場の採取計画を示す実測平面図、実測縦断面図及び実測横断面図
 - 5 土採取場での土採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
 - 6 土の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - 7 土採取場からの土の搬出の方法及び土の運搬の経路を記載した書面
 - 8 その他知事が特に必要と認める書類
- 様式第三号中「㊸」を削り、同様式の注を次のように改める。
- 注 変更の内容が「採取期間の延期」である場合は、認可採取計画及び現在までの採取状況を明確に示した平面図及び断面図を添付すること。
- 様式第四号中「㊸」を削り、同様式の注を削る。
- 様式第六号中「㊸」を削り、同様式の注を削る。
- 様式第七号を次のように改める。

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第七号の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県採取条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。